

保険・年金



年金振込通知書 年金額改定通知書 を6月に送付

国民年金・厚生年金保険・船員保険の1年間の年金支払予定額をお知らせします。ただし、郵便局窓口にて年金を現金で受取っているかたには6月に「年金額改定通知書」、年金支払月に「年金送金通知書」を送付しますので、大切に保管してください。

**国民年金
付加年金制度**

1・1122
務所 ☎ 072・433
3

付加年金は、国民年金第1号被保険者のための給付の上乗せ制度です。国民年金保険料に加えて月額400円を付加保険料を納付すると、付加年金として1年あたり「200円×付加保険料を納付した月数」を老齢基礎年金額に上乗せして支給されます。

付加保険料の納付は、申込んだ月からです。対象 国民年金第1号被保険者(国民年金基金の加入者と国民年金保険料の免除・納付猶予を受けているかたを除く)、65歳未満の国民年金任意加入被保険者

申込・問合せ先
年金課 ☎ 072・433

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯の国民健康保険料減免

対象 次のいずれかにあてはまる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入の減少が見込まれる世帯

要件 世帯の主たる生計維持者について、次のすべてにあてはまること

- ① 事業収入などのいずれかの減少額(保険金、損害賠償金など)により補填されるべき金額があるときは当該金額を控除した後の額が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上の額であること
- ② 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- ③ 減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

対象保険料 令和4年4月1日〜令和5年3月31日に納期限が設定されている保険料

申請 申請書を郵送・持参(申請書はホームページからダウンロードまたは問合せ先へ依頼)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

申請に必要なもの 減免申請書、収入状況申告書、収入減少がわかる書類の写し

締切 令和5年3月31日(金)

申請書配布・申請・問合せ先
国保年金課 ☎ 072・433

生活習慣病の早期発見・重症化予防のために

特定健康診査を受けましょう

対象 4月1日現在、国民健康保険加入者で、今年度中に40~74歳になるかた(受診券を5月に送付しています)

※4月2日以後の加入者は申請により受診できます

受診方法 集団(下表)か個別(医療機関)健診のいずれかで。詳しくは、受診券同封の案内をご覧ください。

費用 無料

内容 身体計測・尿検査・血圧測定・診察・血液検査など

申込 集団健診：申込先へ、電話・ファックス・ホームページで。

個別健診：受診券同封の案内をご覧ください。



申込・問合せ先
国保年金課 ☎ 072-433-7036
Fax 072-433-7276

◆集団健診日程(要申込)
受付時間：午前9時~11時30分

実施日	場所	
6月12日(日)・14日(火)	保健・福祉 合同庁舎	
7月19日(火)・29日(金)		
9月5日(月)		
10月19日(水)・31日(月)		
11月13日(日)		
12月13日(火)		
1月16日(月)・30日(月)		
2月6日(月)・26日(日)		
11月2日(水)		山手地区 公民館

未就学児の国民健康保険料を軽減

問合せ先 国保年金課 ☎ 072-433-7271

子育て世帯への経済的負担を軽減するために、令和4年度国民健康保険料から、小学校入学前の未就学児に対する均等割保険料を軽減します。

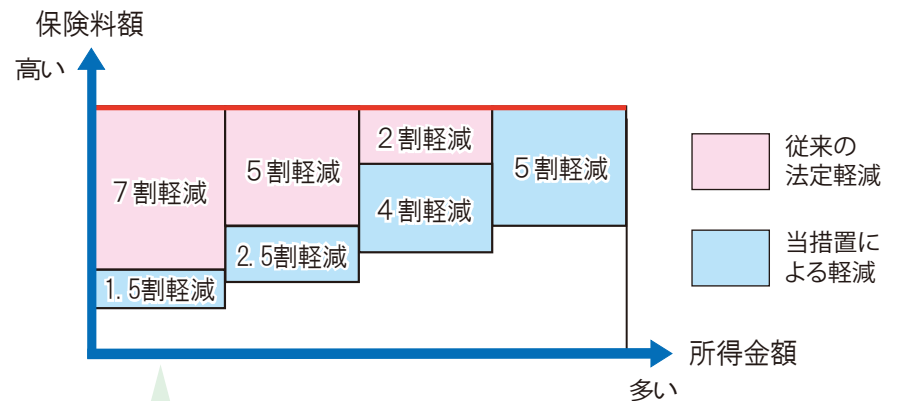
対象 国民健康保険加入の未就学児

軽減率 未就学児に係る均等割分の1/2

申請 不要

※低所得世帯に対する軽減措置(7割・5割・2割軽減)の対象世帯は、軽減措置後の未就学児の均等割部分について、さらに1/2を軽減します。

※適用軽減割合は、未就学児に対する保険料のみです。



【例】7割軽減対象の未就学児の場合
残りの保険料額(3割)の1/2が軽減(1.5割)となるため、
合計8.5割軽減となります。

まちかどPhoto

かいつか いづきヴィレッジ

白やピンク色のスイレンが見頃を迎えています。今月午前中の観賞がおすすめです！



○個人情報の開示および行政情報の公開の請求状況

①個人情報の開示請求処理状況(計26件)

請求件数	全部開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ	審査請求
26	14	12	—	—	—	—

②行政情報の公開請求処理状況(計33件)

請求件数	全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	審査請求
33	13	19	—	1	—	—

市では従来から、可能な限り情報の公開に努めています。(プライバシーを侵害したり特定のかたにのみ利益を与えることとなるような情報を除く)

このため、公開可能な情報については、条例に基づく公開請求を待たずに随時、それぞれの担当課で提供を行っています。

○個人情報取扱事務登録簿の登録状況

令和4年3月31日現在

実施機関	件数	実施機関	件数	
市	都市政策部	教育委員会	39	
	総務市民部	選挙管理委員会	5	
	福祉部	公平委員会	0	
	健康子ども部	監査委員	1	
	都市整備部	固定資産評価審査委員会	1	
	上下水道部	農業委員会	1	
	危機管理室	上下水道事業	14	
	会計課	病院事業管理者	4	
	小計	176	消防長	30
			議会	1
合計		272		

※個人情報取扱事務登録簿には、事務の名称・事務の目的・対象者の範囲・記録項目・収集先などを記載しています。

問合せ先 総務課 ☎ 072・433・7394

貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例第51条第1項の規定に基づき、令和3年度の運用状況を公表します